



環 評 審 第 18 号  
令 和 3 年 7 月 30 日

沖繩県知事 玉城 康裕 殿

沖繩県環境影響評価審査会  
会 長 宮 城 邦 治



北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）に係る事後調査報告書  
の審査について（答申）

令和2年10月19日付け沖縄県諮問環第10号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設整備事業（仮称）に係る  
事後調査報告書に対する答申

本事業は、沖縄島北部の「やんばる」とよばれる地域において、「沖縄に関する特別合同委員会」（SACO）の最終報告を踏まえ、北部訓練場（約7,500ha）の過半（約3,987ha）を返還するため、返還される区域に存在するヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）を同訓練場の残余部分に移設するとともに、進入路等の支援施設を整備することを目的としており、平成29年9月から4か所のヘリコプター着陸帯等が供用されている。

本事業実施区域及びその周辺は、国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種に指定され、また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき指定された国指定特別天然記念物であるノグチゲラをはじめ、固有種や固有亜種、固有変種などの貴重な動植物種が数多く生息・生育する非常に貴重な自然環境を有している。さらに、平成28年9月には、やんばる地域の多様な生態系が複合的に一体となった景観価値等が認められ、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づきやんばる国立公園に指定されている。

本事業については、上述する自然環境に最大限配慮するとの観点から、沖縄県環境影響評価条例の対象事業ではないが、事業者による自主的な環境影響評価手続が平成14年6月に開始され、平成19年2月に環境影響評価図書（以下、「評価図書」という）が公告されたことで、手続が終了している。

しかし、自然環境に最大限配慮するために、事業計画の作成に当たって、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行ったにも関わらず、事後調査報告書（以下「報告書」という。）については、米国との所要の手続のために知事の環境保全措置要求が十分反映されないなど、事後調査の手続が適切に実施されない状況となっている。

さらに、供用が開始されたことに伴い、ヘリコプター騒音等による生活環境への影響や林内の乾燥化、貴重な動物種の生息状況等の自然環境への影響が懸念される。

以上を踏まえ、事業者においては、環境負荷を可能な限り低減し、生活環境並びに事業実施区域及びその周辺の自然環境の保全に万全を期すため、下記に掲げる事項に基づき、環境保全措置を講じさせるとともに、適切に事後調査を実施させること。

## 記

### 1 総論

#### (1) 報告書の作成について

沖縄県環境影響評価技術指針第1章第4の14(2)にて、「事後調査の項目及び手法は、条例第39条第1項の規定に基づく知事の環境の保全についての措置の要求を勘案して、事後調査の開始後1年ごとに再検討するものとする。」とされていることから、事後調査結果は1年ごとに取りまとめた上で、報告書を作成させること。

## (2) 報告書の客観性について

報告書の作成に当たっては、生活環境及び自然環境に対する事業の影響について、可能な限り定量的に示させるなど、客観的な記載に努めさせること。

## 2 各論

### (1) 騒音について

平成27年2月にN-4地区が供用開始されて以降、評価図書で予測した56dBを上回る日が複数観測されており、さらに「小規模飛行場環境保全暫定指針について」(平成2年 環大企第342号)における指針値についても超過する結果となっていることから、ヘリコプター騒音による近隣の高江集落への影響が懸念される。

しかし、本報告書における騒音に係る事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果においては、予測を上回る結果が観測されているにも関わらず事業の影響について評価されておらず、さらに、環境保全措置については、著しい増加は確認されていないため、実施しないとしている。

については、供用後、高江集落におけるヘリコプター騒音の現状が指針値や評価図書で予測した値を超過している原因を事業との関連において検討させた上で、住宅地上空での飛行の回避、周辺住居から着陸帯使用頻度の分散等、ヘリコプターの運用による対応を図るよう、常に米側と協議し、引き続き要請させること。また、十分な回避、低減がされない場合等においては、追加の環境保全措置について検討させること。

### (2) 赤土等による水の濁りについて

平成29年度調査及び平成30年度調査における降雨時の調査結果において、H、N-4.2地区については、評価図書時のSS最大値を上回っているが、SSの高値について事業者は、過年度に発生した自然崩落が要因と考えられ、着陸帯の存在・供用による影響ではないとしている。しかし、SSの高値の要因と事業者が考えている自然崩落については、崩落現場の写真と位置図を示すのみで、崩落の状況についての詳細な情報が記載されていない。N-4.2地区では着陸帯の近傍で自然崩落が発生している。沖縄島北部の自然斜面において勾配40°以上の急斜面が斜面下部に多く存在し、これらの急斜面では表層崩壊が発生する危険性が高いこ

とが指摘されている。

以上より、斜面の崩落に関する事業の影響の有無については、崩落した状況について、調査を行わせ、客観的に事業の影響の有無について述べる必要がある。

については、崩落した地点について、現在示されている崩落を確認した時期、場所、規模、写真に加え、以下の内容についても示させた上で、事業の影響を客観的に評価させ、その結果、必要に応じて追加の環境保全措置について検討させること。

- ア 崩落箇所の斜面縦断形とその位置、縦断図・横断図、勾配、崩壊深、着陸帯からの距離等
- イ 事業の実施による、着陸帯及びその周辺における表面の流出係数や勾配等の変化
- ウ 崩落前後を含めた気象データ（日射量、風速等含む）
- エ 調査手法や結果の判断に用いた参考文献等の出典
- オ その他、自然崩落を示す資料等

### (3) 植物について

ア ミナミイトカワモズクについては、平成 29 年度に N-1 地区の無障害物帯の削れに伴う土砂の影響の有無について調査し、個体数の消失は季節的な消長と結論づけているが、これは重要な淡水藻類の調査範囲内における結果であり、無障害物帯が削れ、流出した赤土が影響を及ぼす範囲以外の個体数についても含めている。ミナミイトカワモズクについては、平成 29 年度と平成 30 年度調査に基づく分布によると、N-1(b)の南側の沢においては、平成 29 年秋季以降確認されないなど、事業の影響が懸念される。

については、ミナミイトカワモズクの調査については、当該種の生態等を考慮した上で実施させ、生育環境に対する事業の影響が確認された場合は、淡水藻類の生育に適した環境になるよう環境保全措置を検討させること。

イ 移植した植物のうち、ヤナギバモクセイやオキナワヤブムラサキについては、生育状況の調査結果から悪化していることが示唆される。このため、移植した植物の生態、周辺環境の状況を勘案し、移植した植物の生育状況を回復又は維持させるよう、必要に応じて追加の環境保全措置について検討させること。

ウ 移植した植物のうち、生育状況を「不明」としている種について、地下部が生存する植物については、生育しているとして計上しているが、枯死していた場合、平成 29 年度の事後調査結果より生存率が大幅に下がることになり、また、生育状況の判断が遅れることで環境保全措置が適切な時期に実施されないことが懸

念される。N-4 地区でトサカメオトランが地上部で2年間確認されず、3年目で確認された事例等を参考に、地下部を確認する手順や年数等を専門家等からの助言を踏まえ設定し、移植した植物の生育状況について、把握することができるよう検討させ、枯死個体数の増加が確認された場合には、追加の環境保全措置について検討させること。

エ 貴重な植物の生育状況としてヒナノシャクジョウの生育状況をモニタリングしているが、当該種の地上部が観察されなくなっていることについて、事業者を確認したところ、「その他の貴重な植物種は継続して確認されていることから、着陸帯供用の影響はないと考えています。」とのことであった。しかし、当該種については、出現時期が限られ調査時の確認を難しくしている可能性については言及されているが、影響がないとする事業者の考察には、ヒナノシャクジョウは腐生植物である生態や、その生態に応じた調査時期の調整についての記述がない。

については、ヒナノシャクジョウの生態を考慮した調査時期の設定及び生育状況に関する考察を行わせ、林内の乾燥化等の影響が懸念される場合には、追加の環境保全措置について検討させること。

#### (4) 動物について

ノグチゲラの産卵期は3月から5月（改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物第3版 動物編）とされているが、ヘリコプター飛行時の騒音及び貴重な鳥類の繁殖状況の調査における調査期間については、平成30年度調査においては、4月下旬に1回、5月中旬に1～3回、6月下旬に3回調査しており、繁殖期の前半に調査が実施されておらず、十分な調査が実施されていないことが懸念される。

については、鳥類の繁殖時期の調査について、調査対象種ごとの生態を十分に勘案した上で調査時期を設定させ、併せてヘリコプター騒音の影響について適切に把握できる時期に調査を実施させること。また、その結果、ヘリコプター騒音など事業の影響が懸念される場合には、必要に応じ追加の環境保全措置について検討させること。

#### (5) 生態系について

ア 着陸帯と営巣木の位置について、環境影響評価検討図書（平成19年）においては、G地区で約65mに営巣していたが、平成29年、30年と約200mの距離に営巣木を確認しており、事業実施区域から遠ざかる傾向にあると考える。このことについて、事業者を確認したところ、行動圏内における移動と考えられるとしているが、供用前の平成28年度調査までは、無障害物帯から50mの範囲において営巣が確認されているため、鳥類の繁殖に対するヘリコプター騒音の影響が懸念

される。

については、ヘリコプター騒音の鳥類の繁殖状況に対する影響について、調査を継続させ、知見を集積させた上で、改めて考察させ、必要に応じて環境保全措置を検討させること。

イ ヤンバルクイナの繁殖状況について

N-4地区については、「着陸帯の存在・供用に伴う著しい環境の悪化が認められず周辺環境が定常状態にあると判断したことから終了する」としているが、同地区のヤンバルクイナについては、調査の結果、「繁殖状況等は不明」であるとしており、評価の妥当性が明らかになっていない。

については、ヤンバルクイナの繁殖状況を確認するため、当該種の生態等から適切な時期を選定させ、調査を実施させた上で、事業の影響の有無について適切に評価させること。

(6) 事後調査項目及び環境保全措置の検討について

ア 環境保全措置については、沖縄県環境影響評価技術指針第4の8において、「実行可能な範囲内で評価項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること」と規定されている。

着陸帯使用の制限等、米側に対する要請等については、どの程度効果があるのか明らかにさせ、実行している環境保全措置について、どの程度環境影響を回避または低減できているか明らかにさせること。

イ 検討あるいは追加で講じた環境保全措置については、報告書への記載、事業者HP等で内容を公表させること。